

建設リサイクル法届出等の スマート申請説明会

※ご着席になりましたら、宮崎市スマート申請のログインができるか確認を
してお待ちください。

<宮崎市スマート申請> <https://lgpos.task-asp.net/cu/452017/ea/residents/portal/home>



建設リサイクル法とは

1 目的

建設工事や解体工事で発生する廃材を資材ごとに分別し、再資源化するというもの。

2 それぞれの責務

- ①建設業を営む者の責務、②発注者の責務
- ③国の責務、④地方公共団体の責務

建築物除却届とは

1 目的

国土交通省が建築物の除去や災害による滅失統計といった統計情報を取得するため、除去工事の施工者が届出なければならない。

2 届出対象

当該建築物に係る部分の床面積の合計が 10m^2 を超えるもの

説明会次第

- 1 スマート申請の**概要**
- 2 スマート申請の**入力方法**
- 3 **建築物除却届**関係

※**注意点等**を中心に説明していきます。

質問は随時行っていただいても結構です。

1 スマート申請の概要



宮崎市スマート申請

24時間申請
が可能です。

- 建設リサイクル法第10条第1項『届出』
- 建設リサイクル法第10条第2項『変更届出』
- 建設リサイクル法第11条『通知』
- 建築基準法第15条『建築物除却届』

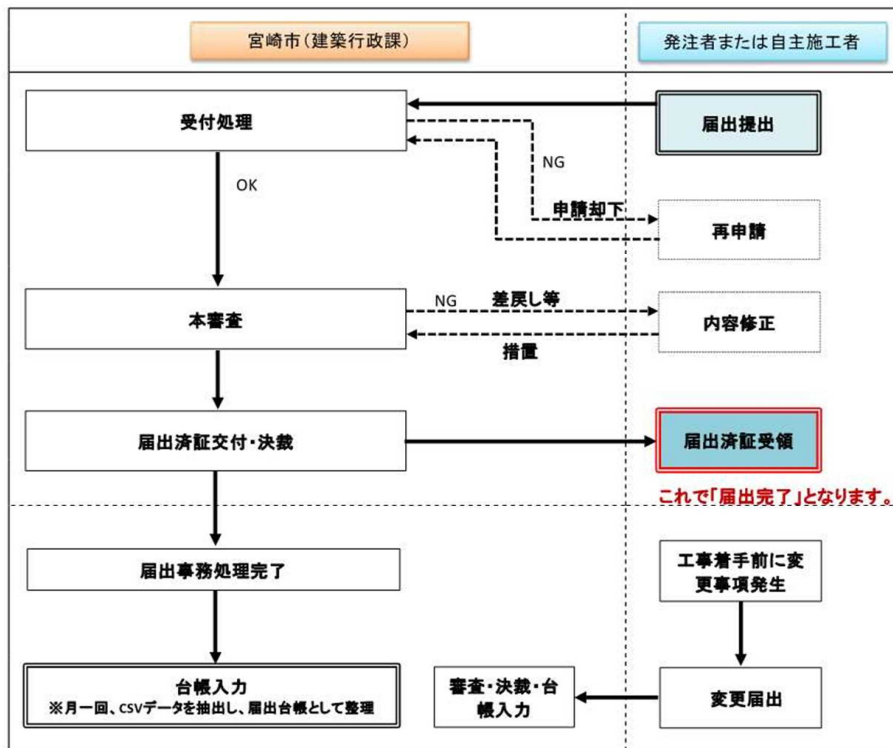
市役所の窓口
まで行く必要
がありません。

※3/15まで**テスト申請**ができます。

本申請開始までにテスト入力したものは、すべて『**無効**』となりますのでご注意ください。

- テスト申請（試行期間）：R6年1月15日～R6年3月15日
- 本申請：R6年4月1日～

スマート申請の流れ



- 宮崎市以外の案件及び申請内容の不備が散見される場合は、申請却下となります。

注) 再申請は、受付日と受付番号が変わります。

- 届出済証が交付されましたら完了となります。

注) 本申請で修正や差替えがある場合がありますので、届出済証が交付されるまでは届出完了ではありません。

- 交付された届出済証の内容を現場に掲示する必要があります。

届出日と着手日の日数の考え方

○月 1 日(木)	○月 2 日(金)	○月 3 日(土)	○月 4 日(日)	○月 5 日(月)	○月 6 日(火)	○月 7 日(水)	○月 8 日(木)
提出日				祝日			最短着手日

- 月8日に着手したい場合、○月1日が**工事着手の7日前**になります。この7日には土日・祝日、年末年始の閉庁日（12月29日から1月3日）も含んで数えます。
- 着手の7日前が土日・祝日等の場合は、その直前の開庁日までの提出すること。
- 工事着手にはその工事のための仮設工事も含まれます。日数に余裕を持って届出を行うこと。

注) 差戻しがあった場合には、修正がされるまで届出済証が交付されません。

注) 届出済証が交付されていない場合、**工事着手することができません。**

添付書類

- **届出書** (スマート申請入力)

- **別表 1 - 3**

※改正様式をHPからダウンロードする。

- **附近見取図** (1/1500程度)

※対象建設工事を施工する場所を朱書きで明示し、養生等の仮設計画を記載する。

- **設計図** 又は **写真**

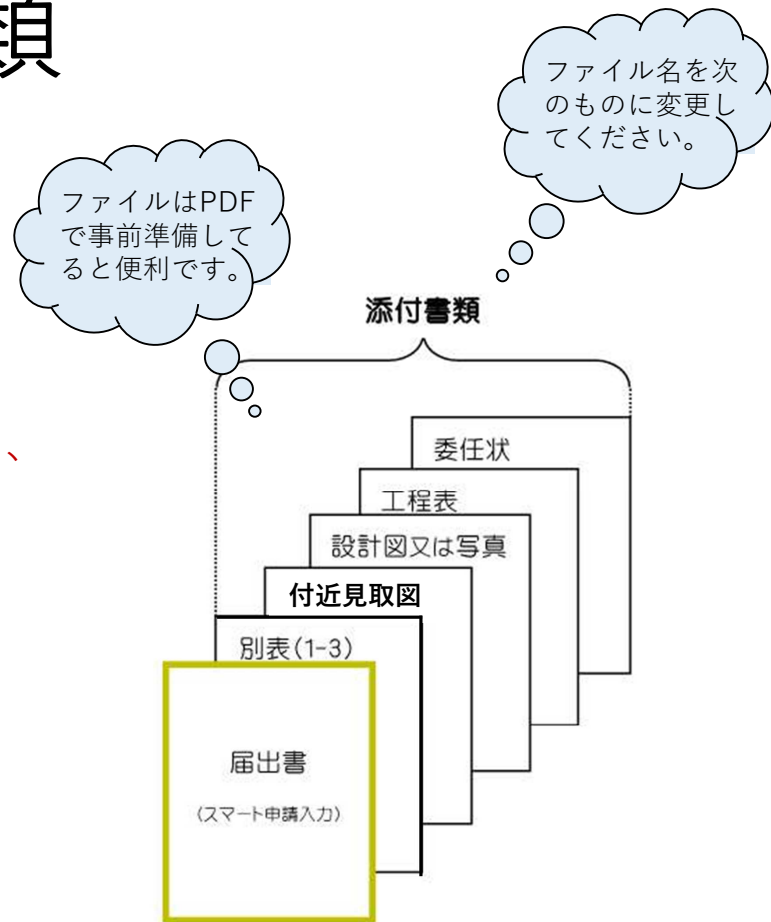
※施工範囲が分かるように朱書きで図示する。

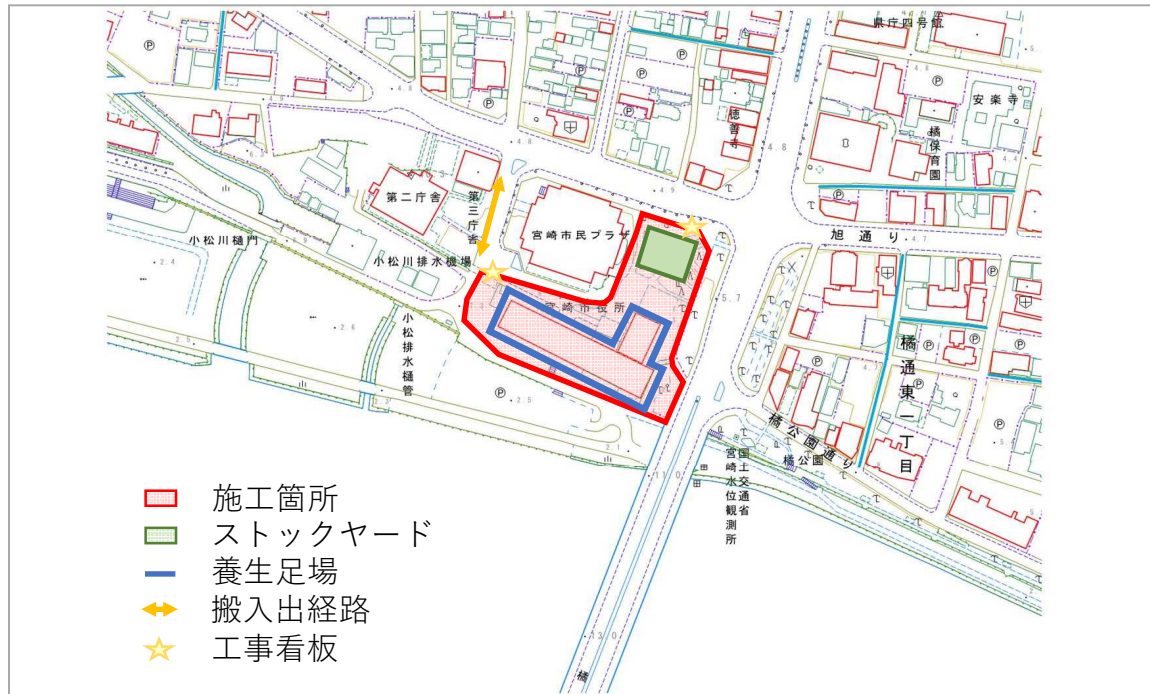
- **工程表**

※システム入力の工期と合わせること。

- **委任状** (代理者の届出等の場合)

※発注者の押印が必要です。





[参考] 付近見取図

※対象建設工事を施工する場所を朱書きで明示し、養生等の仮設計画を記載する。

2 スマート申請の入力方法



(1) スマート申請ホームページ画面

①「新規登録」より手順に従って登録をしてください。
建設リサイクル法の届出等については、「個人」と「事業者」の
どちらの登録でも手続きできます。

The screenshot shows the top navigation bar of the Miyazaki Smart Application website. The navigation bar includes links for '手続き一覧 (個人向け)', '手続き一覧 (事業者向け)', 'ヘルプ', and 'よくあるご質問'. On the right side, there are buttons for 'ログイン' (Login) and '新規登録' (New Registration). A red box highlights the '新規登録' button, with an arrow pointing to it from the first instruction box. Another red box highlights the '手続き一覧 (個人向け)' and '手続き一覧 (事業者向け)' links, with an arrow pointing to them from the third instruction box. The main content area features the text '宮崎市スマート申請' (Miyazaki Smart Application) and a large slogan 'もっと便利に。もっと簡単に。' (Even more convenient. Even more simple.) with a background image of a family walking hand-in-hand.

③手続き一覧をクリックしてください。
(「個人向け」と「事業者向け」どちらからでも可。)

②登録した「利用者ID (メールアドレス)」と「パスワード」
を入力し、ログインしてください。

(2) 手続き一覧画面

④キーワード検索に「リサイクル」と入力してください。

The screenshot shows a web interface with a search bar containing the text 'リサイクル' and a '検索' button. Below the search bar, there are options for '条件を指定して検索' and a 'カテゴリ' dropdown menu. The search results section, titled '手続き一覧 (個人向け)', shows '該当件数 3件' and a list of three items: '建設リサイクル法第10条第1項『届出』', '建設リサイクル法第10条第2項『変更届出』', and '建設リサイクル法 第11条『通知』'. A red dashed box highlights the search bar and the first result item. A red arrow points from the search bar to the first result item.

⑤「建設リサイクル法第10条第1項『届出』」をクリックすると、スマート申請の画面に移ります。

(3) 申請内容の入力と保存

- ①入力フォームにしたがって、今まで届出書に記載していた内容を入力していきます。
- ②保存してあとで申請することも可能です。手続き再開は1ヶ月以内で行ってください。

The screenshot shows a web interface for entering application information. At the top, there is a blue header with the title '申請内容の入力' (Input of Application Content) and a progress indicator with three steps: 1. 申請内容の入力 (Input of Application Content), 2. 申請内容の確認 (Confirmation of Application Content), and 3. 申請の完了 (Completion of Application). The current page is the first of four pages, as indicated by '(1 / 4ページ)'.

The main content area is titled '【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』' (Test Application: Construction Recycling Law Article 10, Paragraph 1, Item 1 'Application'). It includes a required field for '申請日' (Application Date) with the value '2024年1月18日'.

The next section is '1. 発注者又は自主施工者の氏名等' (Name of the Client or Self-Construction Contractor). Underneath, there is a sub-section '(1) 発注者又は自主施工者' (Client or Self-Construction Contractor) with a required field. Below this, there is a note: '発注者又は自主施工者が、「個人」又は「法人」であるかを選択する。' (Select whether the client or self-construction contractor is an individual or a corporation).

There are two radio button options: '個人' (Individual) and '法人' (Corporation). Below the options, there are three buttons: '次へ進む' (Next) with a right arrow, '保存してあとで申請する' (Save and apply later), and '戻る' (Back) with a left arrow. A red box highlights the '保存してあとで申請する' button, and a red arrow points to it from a text box that says '入力途中で一時保存する場合は、こちらをクリックします。' (If you want to save temporarily during input, click here).

(4) 保存した申請の再開

- ①手続き再開は、マイページ>
利用者メニュー>保存した手
続きの再開から進みます。



(5) 申請履歴の確認と差戻しの対応

- ①申請履歴の確認は、マイページ>利用者メニュー>申請履歴一覧・検索から進みます。

マイページ

前回のログイン：2024年1月18日 11時46分

お知らせ

- 重要なお知らせ
- あなたへのお知らせ
- 申請状況のお知らせ

利用者メニュー

申請履歴・委任状の確認
あなたがこれまでに申請した手続き、委任状の内容を確認することができます。
申請履歴一覧・検索 >
委任状一覧・検索 >

保存した手続きの再開
「あとで申請する」で保存された手続きの再開ができます。
保存した手続き一覧 >

(5) 申請履歴の確認と差戻しの対応

②差戻しの対応は、「**申請内容を修正してください**」というお知らせの申請となります。項目をクリックし、「申請内容を修正する」から再度入力画面に移ります。

申請履歴一覧

内容修正する項目をクリックします。

申込番号から検索

検索

申請履歴一覧

該当件数 12 件

申込番号: 53469441	2024年1月16日 13時22分
申請内容を修正してください	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号: 55090737	2024年1月15日 16時24分
申請内容を修正してください	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号: 66581393	2024年1月15日 16時14分
申請内容を確認中です	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号: 95441956	2024年1月15日 15時55分
申請内容を確認中です	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号: 76091534	2024年1月15日 10時26分
申請を取下げました	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	

(6) 申請履歴の確認と審査状況

申込番号 : 55090737	2024年1月15日 16時24分
申請内容を修正してください	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号 : 66581393	2024年1月15日 16時14分
申請内容を確認中です	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号 : 95441956	2024年1月15日 15時55分
まもなく手続きが完了します	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号 : 76091534	2024年1月15日 10時26分
申請を取下げました	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	



申請内容照会

職員により修正された項目があります。

申請状況

まもなく手続きが完了します

お問い合わせ先

建築行政課
メールによるお問い合わせ：✉
電話番号：0985211813

基本情報

申込番号
95441956

(7) 手続き完了と届出済証 (交付物)

申込番号 : 55090737	2024年1月15日 16時24分
申請内容を修正してください	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号 : 66581393	2024年1月15日 16時14分
申請内容を確認中です	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号 : 95441956	2024年1月15日 15時55分
手続きが完了しました	>
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	
申込番号 : 76091534	2024年1月15日 10時26分
申請を取下げました	
【テスト申請】建設リサイクル法第10条第1項『届出』	



届出済証受領で
手続き完了となり、
着工することが
可能となります。

申請内容照会

届出済証はこちらからダウンロードできます。

科目により修正された項目があります。

申請状況

手続きが完了しました

交付物一覧

> ダウンロードできる交付物

2024年2月18日までダウンロード可能です

- 建設リサイクル法第10条第1項 届出済証 (1通) [PDF形式 : 119.8KB]

お問い合わせ先

建築行政課
メールによるお問い合わせ : [☑](#)
電話番号 : 0985211813

(8) 届出済証の掲示等について

(様式第一号)
届出書
宮崎市長殿
届出者又は自主施工者の氏名

◎この受付日と受付番号を現場掲示物に記載してもOKです。

また、変更届を行う際に必要となりますので保存をお願いします。

工事現場における建設リサイクル法の届出済であることを確認するため、建設業許可等の標識掲示のほか、次のいずれかの方法で現場掲示してください。(いずれも公衆の見えやすい場所)

- スマート申請により交付された「**建設リサイクル法届出済証**」の現場掲示。
- 右記交付様式に記載された「**受付日・受付番号**」を現場掲示物に記載。

②住所
③許可番号(登録番号)
建設業の場合 建設業許可
主任技術者(監理技術者)氏名
解体工事の場合 解体工事業者
技術管理者氏名
3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によりないで自ら施工する場合は記載不要)
4. 分別解体等の計画等
(建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものである解体工事又は新築工事等については別表3により記載すること。)
5. 工程の概要 (工事着手予定日)
別紙の上取り (工事完了予定日)
(できるだけ簡潔、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙の上取り」と記載し、別紙を添付すること。)

3 建築物除却届関係



(1) 建築物除却届

- **届出対象**

建築物の除却後に建築の計画がない場合で、除却に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの。

- **届出者**

除却工事施工者

- **提出期限**

工事着手前

(2) 申請内容の入力概要

- **除却工事施工者**

企業情報を入力します。

- **届出概要**

除却建築物の情報を入力します。

- **添付図書**

事前準備した建築物除却届をアップロードします。

- **問い合わせ先**

担当者の連絡先等を入力します。

(3) 届出に必要な書類について

提出方法	必要書類	
	書類	データ形式
スマート申請で提出する場合	建築物除却届 (第41号様式)	Excel又はPDF形式 ※可能な限りExcel で提出してください

※届出様式は法定様式ですので、ご提出の際は必ず本様式を使用し、スマート申請入力前までにご準備ください（押印は不要です）。記入例については、HPに掲載しております。